

リフォーム工事証明書(戸別用)は、工事施工者が工事完了後に工事内容を証明する書類です。
ポイント発行申請または完了報告の際に提出が必要です。

申請には工事前後 または 工事中の写真が必要です。

撮り忘れた場合、ポイントが発行されない もしくは 完了報告時にポイントが取り消されます。

⚠ 建材メーカー等が元請けとなり、自社の対象製品を用いて自らリフォーム工事をする場合は、対象外です。

⚠ 本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。

⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
(訂正印がない場合は受け付けできません)

1 証明書を発行した日を記入してください。

2 証明書を発行する工事施工者が記入し、押印してください。

- 個人事業主の場合は、個人印を押印してください。
- [代表者名]は、工事請負契約の当事者を記入してください。
(支店長等であれば、その支店長等の記名・押印で可。)

3 工事発注者の情報を記入してください。

- 申請者が法人の場合は、法人名と担当者名を記入してください。

4 リフォームした住宅の所在地を記入してください。

- 郵便番号も必ず記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。
共同住宅等の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。

6 適用される消費税率にチェックをしてください。

8 契約対象となる工事全体の工事着手日を記入してください。

- 【適用消費税率8%】
⇒ 令和元年10月1日～令和2年3月31日に着手された住宅が対象です。
- 【適用消費税率10%】
⇒ 工事請負契約～令和2年3月31日に着手された住宅が対象です。

10 引渡日を記入してください。

- 令和元年10月1日以降に引渡された住宅が対象です。

次世代住宅ポイント (指定)

リフォーム (戸別) **リフォーム工事証明書(戸別用)**

次世代住宅ポイント事務局 宛

以下のとおり、次世代住宅ポイントの対象となるリフォーム工事を行ったことを証明します。

1 令和 元年 10月 10日

建設業許可 国土交通大臣 (般00) 第(99××)号
 ()知事

工事施工者 **株式会社 改修工務店**

代表者名 **住宅 工事**

所在地 **東京都中央区〇〇町10-20-30第二ビル**

電話 **03 - 3333 - ××××**

◆ 本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

3 工事発注者 **改修 太郎**

4 リフォームした住宅の所在地 **〒100-000× 東京 千代田 〇〇町2-2-2**

住宅の種類 戸建住宅 共同住宅等 階数()

6 適用消費税率 8% 10%

8 工事着手日 **平成 元年 9月 20日**

9 工事完了日 **令和 元年 10月 10日**

10 引渡日 **令和 元年 10月 10日**

11 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認し、チェックしてください。

5 住宅の種類について、該当するいずれかにチェックしてください。

7 工事請負契約の締結日を記入してください。

9 工事完了日を記入してください。

11 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認し、チェックしてください。

住宅設備の設置

リフォーム工事内容等該当するものに「X」をよび設置を入れてください。

断熱改修工事

断熱材

省エネ基準の地域区分*

内窓設置

外窓交換

ガラス交換

ドア交換

パリアフリー改修

その他

分離発注により工事施工者が分かれる場合は、契約を行った施工者ごとに本証明書を作成し提出してください。

5 住宅の種類について、該当するいずれかにチェックしてください。

- 住宅以外の用途に供する部分を有しない戸建住宅については《戸建住宅》にチェックしてください。
- 共同住宅、長屋、店舗併用住宅等、戸建住宅以外の住宅については、《共同住宅等》にチェックし、階数を必ず記入してください。

7 工事請負契約の締結日を記入してください。

- 【適用消費税率8%】
⇒ 平成30年12月21日～平成31年3月31日に締結された契約が対象です。
- 【適用消費税率10%】
⇒ 平成31年4月1日以降に締結された契約が対象です。

⚠ 必ず原契約の締結日を記入してください。(変更契約は不可)

9 工事完了日を記入してください。

「完了報告」の提出について
工事完了前にポイント発行申請を行った場合、完了報告は以下の期限までに行わなければなりません。期限までに完了報告ができなかった場合、発行されたポイントは無効となり、申請者は利用したポイント相当分を事務局に返金する必要があります。

- 【完了報告期限】
戸建住宅・共同住宅にかかわらず : 令和2年9月30日まで
[共同住宅等で耐震改修を実施する場合]
共同住宅等/階数が10以下の場合 : 令和3年3月31日まで
共同住宅等/階数が11以上の場合 : 令和3年9月30日まで

11 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認し、チェックしてください。

- 住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合には、併用することができます。
(地方公共団体の補助制度については、国費が充たされているものを除き、併用可能です。)

⚠ 分離発注により工事施工者が分かれる場合は、契約を行った工事施工者ごとに本証明書を提出してください。
同一の工事施工者と複数のリフォーム工事契約を行い、工事請負契約書が分かれる場合も、契約ごとに本証明書が必要です。

⚠️ **必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。**

⚠️ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
(訂正印がない場合は受付できません)

【住宅設備を設置した場合】

12 **設置した設備にチェックしてください。**

- 性能証明書または対象製品証明書等の記載内容を確認の上、記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

⚠️ 太陽光発電システムは次世代住宅ポイントの対象ではありません。

⚠️ 宅配ボックスを共同住宅に設置する場合、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置されたものに限ります。

⚠️ 「掃除しやすいトイレ」と「節水型トイレ」はいずれかのみをチェックしてください。

【開口部の断熱改修をした場合】

13 **「窓・ドア」にチェックしてください。**

また、該当する省エネ基準の地域区分にチェックし、工事内容や面積区分ごとにリフォームした窓数、ガラス枚数を記入してください。

- 性能証明書の記載内容を確認の上、記入してください。
- 省エネ基準の地域区分は事務局ホームページで確認できます。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【耐震改修をした場合】

16 **「耐震改修の実施」にチェックしてください。**

⚠️ 国費が充当された地方公共団体が交付する補助金等との併用はできません。

⚠️ 耐震改修の負担額が15万円(税込)以上であることが必要です。

次世代住宅ポイント (指定)

リフォーム (戸別) **リフォーム工事証明書(戸別用)**

次世代住宅ポイント事務局 宛

以下のとおり、次世代住宅ポイントの対象となるリフォーム工事を行ったことを証明します。

令和 元 年 10 月 10 日

建設業許可 国土交通大臣 (般00) 第(99××)号
 ()知事

工事施工者 **株式会社 改修工務店**

代表者名 **住宅 工事**

所在地 **東京都中央区〇〇町10-20-30第二ビル**

電話 **03 - 3333 - ××××**

工事発注者 **改修 太郎**

〒100-000× **東京** 都 道 府 県 **千代田** 市 区 町 村

リフォームした住宅の所在地 **〇〇町2-2-2** 建物名 部屋番号

住宅の種別 戸建住宅 共同住宅等 階数() ※共同住宅等の場合は、階数も必須

適用消費税率 8% 10% 工事請負契約*1の締結日 平成 元 年 8 月 10 日

工事着手日 平成 元 年 9 月 20 日 工事完了日 令和 元 年 10 月 10 日

引渡日 令和 元 年 10 月 10 日 他の補助金重複 国の補助制度と重複していないことを申請者に確認しました。

*1 原契約の締結日を記入(変更契約は不可)

住宅設備の設置

太陽熱利用システム 高断熱浴槽 高効率給湯機

浴室乾燥機 ビルトイン食器洗機 ビルトイン自動調理対応コンロ

宅配ボックス 掃除しやすいレンジフード 節湯水栓

右記はいずれかを選択 掃除しやすいトイレ 節水型トイレ

断熱改修工事

窓・ドア 断熱材

省エネ基準の地域区分 ^{※2}	該当する地域区分に	断熱材の量(m)を記入							
		1	2	3	4	5	6	7	8
大	2.8㎡以上	(2)							
中	1.6㎡以上～2.8㎡未満	()							
小	0.2㎡以上～1.6㎡未満	()							
大	2.8㎡以上	()							
中	1.6㎡以上～2.8㎡未満	()							
小	0.2㎡以上～1.6㎡未満	()							
大	1.4㎡以上	(5)							
中	0.8㎡以上～1.4㎡未満	()							
小	0.1㎡以上～0.8㎡未満	()							
大	開口1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	(1)							
小	開口:1.0㎡以上、1.8㎡未満	()							

改修した部位をし、使用した断熱材の量(m)を記入
※各部位について、部分断熱を行った場合は[]内に記入
※使用した区分が混在する場合はそれぞれの使用量を記入

部位	区分	断熱材の量(m)を記入	
		A-1・A-2・B・C	D・E・F
外壁	<input checked="" type="checkbox"/> 断熱	(6.0)	()
	<input type="checkbox"/> 部分断熱	()	()
屋根・天井	<input type="checkbox"/> 断熱	()	()
	<input type="checkbox"/> 部分断熱	()	()
床	<input type="checkbox"/> 断熱	()	()
	<input type="checkbox"/> 部分断熱	()	()

バリアフリー改修 手すりの設置 段差解消 廊下幅等の拡張

衝撃緩和畳の設置 ホームエレベーターの新設

リフォーム 耐震改修の実施 国費が充当された地方公共団体が交付する補助金等との併用はできません。

リフォーム瑕疵保険 国土交通大臣が指定する住宅専門の保険会社(住宅瑕疵担保責任保険法人)が取り扱うリフォーム瑕疵保険が対象となります。

20190801版

【外壁・屋根・天井 または 床の断熱改修をした場合】

14 **「断熱材」にチェックしてください。また、工事部位ごとに断熱材の区分を確認し、使用量(m)を記入してください。**

● 納品書または施工証明書の記載内容を確認の上、記入してください。

● リビングなど住宅の一部に断熱改修工事を行った場合でも、《部分断熱》の最低使用量を満たすときは、[]内に使用量を記入してください。

● 同一部位で使用する断熱材の区分が混在する場合は、それぞれの使用量を区分ごとに記入してください。(D～F)の使用量に1.5を乗じたものを(A-1～C)の使用量に合算することができます。

● 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

⚠️ 同一部位の工事について、複数回の申請はできません。(部分断熱を含む)

⚠️ 同一部位について、全体断熱と部分断熱を同時に申請することはできません。

【バリアフリー改修をした場合】

15 **該当する改修工事にチェックしてください。**

【衝撃緩和畳およびホームエレベーターを設置】

● 性能証明書の記載内容を確認の上、記入してください。

● 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【リフォーム瑕疵保険へ加入した場合】

17 **「リフォーム瑕疵保険」にチェックしてください。**

● 国土交通大臣が指定する住宅専門の保険法人(住宅瑕疵担保責任保険法人)が取り扱うリフォーム瑕疵保険が対象となります。